

保全事業等資産の特別償却の償却限度額の計算に
 関する付表（旧措法43の3、68の18）

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名		
特 別 償 却 の 種 類		1	旧 43 条 の 3 第 1 項 旧 68 条 の 18 第 1 項	旧 43 条 の 3 第 1 項 旧 68 条 の 18 第 1 項	旧 43 条 の 3 第 1 項 旧 68 条 の 18 第 1 項	
(機械・装置の耐用年数表の番号) 保 全 事 業 等 資 産 の 種 類 等		2	()	()	()	
保 全 事 業 等 資 産 の 名 称		3				
取 得 等 年 月 日		4	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日		5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
購 入 先		6				
取 得 価 額		7	円	円	円	
特 別 償 却 率		8	$\frac{6 \text{ 又は } 11}{100}$	$\frac{6 \text{ 又は } 11}{100}$	$\frac{6 \text{ 又は } 11}{100}$	
特 別 償 却 限 度 額 (7) × (8)		9	円	円	円	
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分		10	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	
適 用 要 件 等	保 全 事 業 等 の 計 画 の 認 定 年 月 日	11	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
	保 全 事 業 等 資 産 の 所 在 地	12				
	一 の 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 の 取 得 価 額	13	円	円	円	
	そ の 他 参 考 と な る 事 項	14				
保 有 割 合 の 判 定						
発行済株式若しくは出資の総数 若しくは総額又は拠出された金額		15		地 保 等 方 有 の 公 す 明 共 る 細 団 株 体 式 の 数	地方公共団体名	保有株式数又は出資 金額若しくは拠出金額
地方公共団体の保有株式数又は出 資金額若しくは拠出金額 (20)		16			18	
					19	
保 有 割 合 $\frac{(16)}{(15)}$		17	%		計 (18) + (19)	20

特別償却の付表（八） 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（八）の記載の仕方

1 この付表（八）は、青色申告法人が平成21年改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第43条の3《保全事業等資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結親法人が旧措置法第68条の18《保全事業等資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、保全事業等資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した保全事業等資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 「特別償却の種類1」は、旧措置法第43条の3又は第68条の18のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「保全事業等資産の種類等2」には、保全事業等資産が「建物」、「建物附属設備」又は「機械及び装置」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、その種類、構造、細目等を記載します。また、保全事業等資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の該当の番号を（ ）内に記載してください。

4 「保全事業等資産の名称3」には、保全事業等資産に該当する資産の名称を記載します。

5 「取得価額7」には、保全事業等資産の取得価額を記載します。

ただし、その保全事業等資産につき法人税法第42条か

ら第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

また、保全事業等資産が機械及び装置である場合には、1台又は1基の取得価額が210万円未満のものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

6 「特別償却率8」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

(1) 機械及び装置…「11」

(2) 建物及びその附属設備…「6」

7 「償却・準備金方式の区分10」は、その保全事業等資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「保全事業等の計画の認定年月日11」には、山村振興法第12条第1項の認定（同条第5項の認定を含みます。）の日を記載します。

(2) 「一の建物及びその附属設備の取得価額13」には、一の建物及びその附属設備の取得価額を記載しますが、その金額が2,300万円に満たないものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

9 「保有割合の判定」の各欄は、保全事業等資産を事業の用に供した日の現況により記載し、「保有割合17」が25%未満である場合には、旧措置法第43条の3第1項（又は第68条の18第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。